

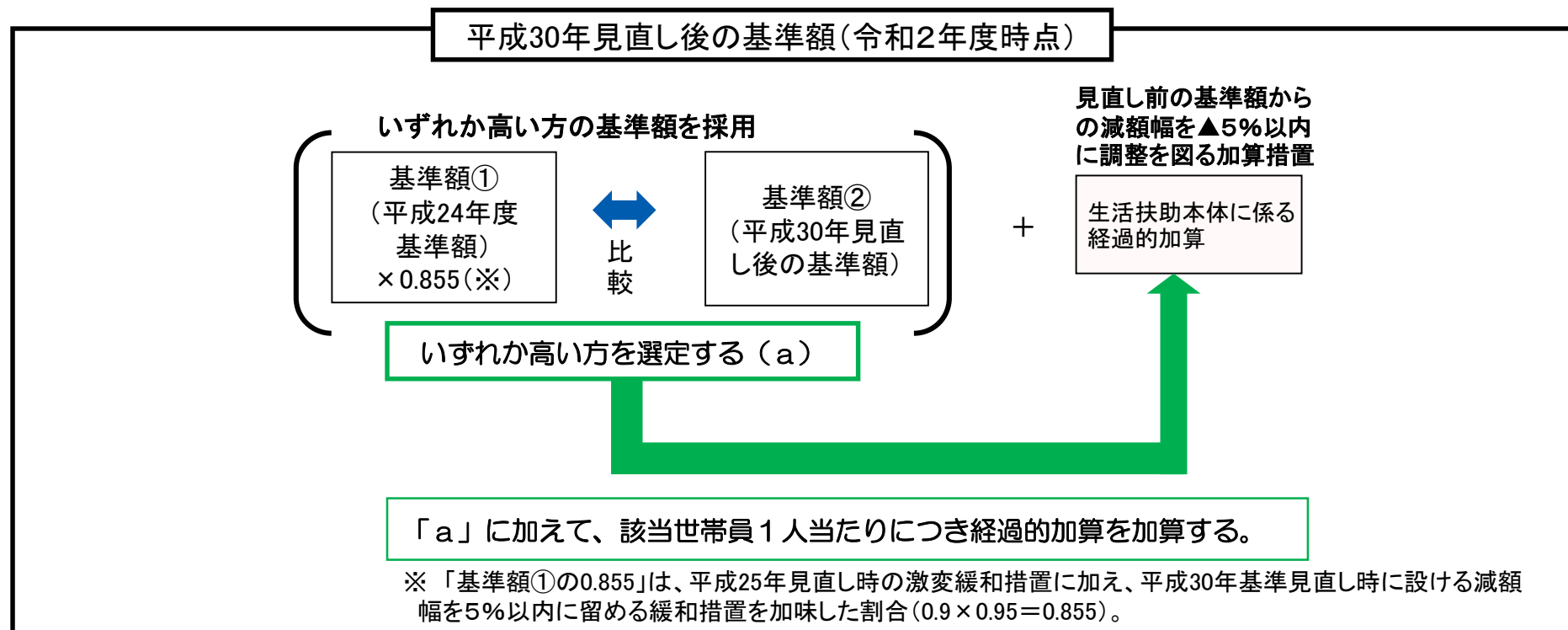
第9回 社会保障審議会 生活保護基準部会
最高裁判決への対応に関する専門委員会
令和7年11月17日

資料 1

第8回専門委員会においてご指摘のあった事項等

平成30年生活扶助基準見直しにおける経過的加算等の取扱い（再整理）

- 仮に平成25年改定後の生活扶助基準を見直し、生活扶助基準の水準が引き上がることとなる場合、改定当時に保障すべき最低限度の生活水準はより高かったことを意味する。このため、「本来の保障すべき最低限度の生活水準」である生活扶助基準額と実際に適用されていた生活扶助基準額との差額については、事後であっても追加的に支給する必要がある。
- 一方で、平成30年の生活扶助基準見直しにおける激変緩和措置は、平成30年10月以降の「本来の保障すべき最低限度の生活水準」である生活扶助基準額（下の図の基準額②）を適用した場合に、平成30年見直し前の生活扶助基準の水準から大きく減額となることによる生活保護受給世帯の生活への影響に配慮する観点から、従前額（平成30年改定前に受給者が実際に給付されていた生活扶助基準額）を一定程度保障するものであり、「本来の保障すべき最低限度の生活水準」を上回る額を行政裁量により措置したもの。
- 今般の基準の見直しは、平成30年10月以降の「本来の保障すべき最低限度の生活水準」に影響しないことから、平成30年見直し前の生活扶助基準額に係る追加支給とは事情が異なる。加えて、激変緩和措置は行政裁量による措置である点に鑑みれば、平成30年10月以降は、見直した平成30年当時にすでに「本来の保障すべき最低限度の生活水準」を上回る額が措置されている中で、今般の見直し後の基準額に基づき、さらに行政裁量による措置を講じる必要はない。以上より、平成30年見直し時の激変緩和措置を追加支給の対象とする必要はないと考えられる。



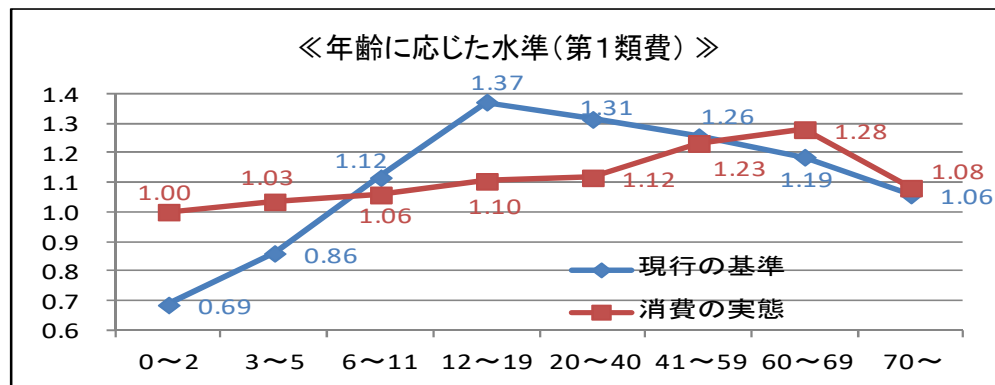
ゆがみ調整（2分の1処理）について

- ゆがみ調整は、生活保護受給世帯間の公平を図るため、生活扶助基準における年齢階級別、世帯人員別、級地別の相対的な較差（基準額の相対的な大小関係）について、一般低所得世帯の消費実態とのかい離を是正するものである。
- また、平成25年改定のゆがみ調整は、平成24年検証において算出されたかい離を生活扶助基準に反映する際、統計上の限界や子どものいる世帯への配慮の必要性等を踏まえて、かい離幅の2分の1を反映している（2分の1処理）。
- 一般低所得世帯の消費実態とのかい離をそのまま反映した場合、子どもの多い世帯ほど大きく減額されることが見込まれたところ、2分の1処理は、その影響を抑制する効果を持つ。すなわち、2分の1処理の効果は、子どもの多い世帯ほど大きく現れるものである。
- このような2分の1処理の効果は、夫婦子1人世帯の水準を基軸として、較差指数（様々な世帯属性の相対的な較差を指数化したもの）によって全世帯の水準を設定した後においても維持されることとなる。こうした点については、平成25年の生活保護基準部会報告書において「貧困の世代間連鎖を防止する観点から、子どものいる世帯への影響にも配慮する必要がある」とされたことに沿った内容であると考えられる。

平成24年検証における「ゆがみ調整」の検証結果

○ 生活保護基準部会における平成24年検証においては、生活扶助基準について基準体系（年齢・世帯人員・居住地域の3要素別）の検証のみを実施し、水準（高さ）の検証は実施していない。

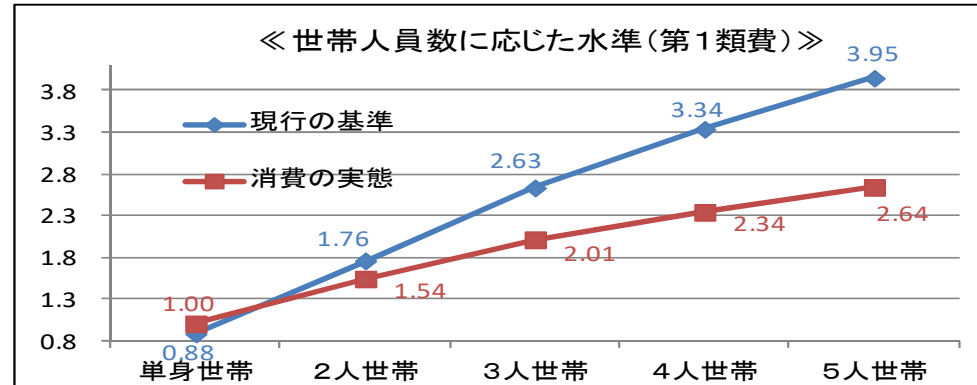
(1)「年齢別」の検証



【結果】

・現在の基準額と比べれば、消費実態は各年齢間の差が小さくなっている。

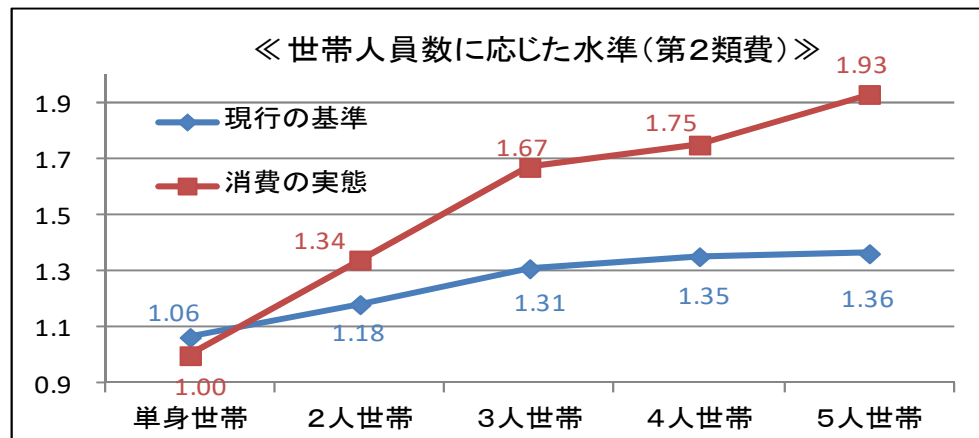
(2)「世帯人員別」の検証



【結果】

・現在の基準額（第1類費）と比べれば、消費実態は各世帯人員間の増加幅が小さくなっている。

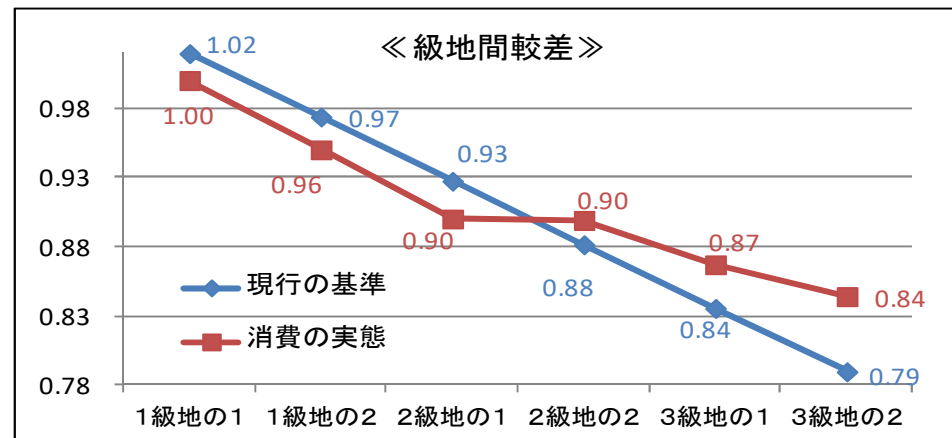
(2)「世帯人員別」の検証(続き)



【結果】

・現在の基準額（第2類費）と比べれば、消費実態は各世帯人員間の増加幅が大きくなっている。

(3)「居住地域（級地）別」の検証



【結果】

・現在の基準額の地域差（最大22.5%）と比べれば、消費実態の地域差（最大約16%）は小さくなっている。